

令和7年度

宮代町一般会計及び特別会計
歳入歳出決算審査意見書

宮代町監査委員

宮代町長 新井康之様

宮代町監査委員 宮崎修



宮代町監査委員 田島正



令和7年度宮代町一般会計決算に係る審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和7年度宮代町一般会計決算についての意見は、下記のとおりです。

記

1 審査対象

令和7年度宮代町一般会計

2 審査期日

令和8年7月17日、22日、24日、29日、31日

3 審査方法

審査に付された決算書及び附属書類等が適法に調製されているかについて、関係帳簿との照合を行いながら担当職員に説明を求め、計数の正確性、予算執行の合法性について審査しました。

4 審査結果

審査に付された決算書及び附属書類は、ともに法令に準拠して作成されており、正確であることを認めました。

また、予算執行についても、証拠書類等を審査したところ、適正に執行されているものと認めました。

5 総括意見

(1) 決算の背景

令和7年度の日本経済は、政府によれば、「賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、『デフレ・コストカット型経済』から、その先にある新たな『成長型経済』に移行する段階まで来た。」とし、景気については緩やかに回復していると分析しています。一方で、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている状況です。こうした現状に対し、政府は、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資によ

る「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「『強い経済』を実現する総合経済対策」を策定しました。政府では、「所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される。」としています。また、令和8年3月の内閣府月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。個人消費は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、米国の通商政策の影響が残るものの、改善の動きがみられる。雇用情勢は、改善の動きがみられる。消費者物価は、このところ緩やかに上昇している。」などと報告されました。

こうした中で、宮代町において、歳入では、町税について主に定額減税がおおむね終了したことに加えて給与所得の伸びに伴う個人町民税の増、そのほか法人町民税、固定資産税の増等により、前年度に比べ6.9%増、2億8千万円を超える増収となりました。また、地方特例交付金は定額減税がおおむね終了したことに伴い減額となったものの、地方消費税交付金をはじめ各種交付金の多くが交付原資等の増に伴い増額となりました。地方交付税についても基準財政需要額の増が基準財政収入額の増を上回ったことで交付額が増となったことなどから、一般財源総額が前年に比べ増額し、全体としても前年度比9.6%の増となっています。

一方、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業返還金の減や都市計画道路整備の事業進捗による減等はあったものの、医療、障がい福祉、介護、子育てなどに係る社会保障関連経費が引き続き増加するとともに、物価高騰対策に係る補助金、避難所への空調設備の整備や須賀小学校地域拠点施設実施設計の実施費用、GIGAスクール端末の購入費、職員人件費などが増加したことなどにより、全体としては前年度比10.0%の増となっています。

(2) 決算状況

①歳入及び歳出

令和7年度一般会計決算額は、前年度に比べ、歳入総額が13億5,282万1千円増の154億2,609万4千円、歳出総額が13億2,017万4千円増の144億8,378万7千円、歳入歳出差引額は9億4,230万7千円となりました。歳入では、定額減税がおおむね終了したことに加えて給与所得の伸びにより町税が前年度に比べ増額となったほか、地方交付税における普通交付税の増額による歳入があり、また国庫支出金においては基幹系システムの標準準拠システムへの移行に対する補助金等が、県支出金においては宮東・中島土地改良組合への交付事業に対する補助金新たに交付されたことなどにより増額となりました。これにより、歳入における財政規模は町制施行以来最大規模となりました。

歳入の構成比では、町税が前年度比 2 億 8,411 万 5 千円増となり 44 億 90 万 8 千円で 28.5%と最も高く、次いで地方交付税が前年度比 7,227 万 9 千円増の 29 億 906 万 2 千円で 18.9%、3 番目が国庫支出金で前年度比 4 億 1,275 万 8 千円増の 23 億 5,165 万 6 千円となり全体の 15.2%を占めました。

歳出においても、先に述べたとおり前年度より増ということで、こちらは歳出として町制施行以来最大規模となった令和 2 年度に次ぐ財政規模となっています。

歳出の構成比では、児童手当受給者の増による支給額の増や定額減税不足額給付金の給付による増等により、民生費が前年度比 5,258 万 4 千円増の 52 億 8,770 万 5 千円で 36.5%と最も高く、次いで総務費が避難所への空調設備の整備や公共施設整備基金への積立て等により、前年度比 8 億 6,907 万 3 千円増の 29 億 6,621 万 6 千円で 20.5%、3 番目が教育費で、須賀小学校地域拠点施設実施設計の実施や GIGA スクール端末の購入、小中学校における外壁改修工事の実施に伴う増などにより、前年度比 5 億 2,984 万 1 千円増の 18 億 4,279 万 1 千円で全体の 12.7%を占めました。このほか歳出では、衛生費が全体の 9.7%を占めるものの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業返還金の減により前年度比 1 億 7,022 万 8 千円減の 13 億 9,690 万 8 千円となり、議会費及び土木費においても歳出額は前年度と比べて減少しています。一方で、農林水産業費において宮東・中島地区圃場整備に対する負担金の増により前年度に比べて増加したほか、商工費では物価高騰対策に伴うプレミアム付商品券の発行、消防費では埼玉東部消防組合負担金の増等により歳出額が増加しています。

②町債の残高

令和 7 年度の町債発行額は、普通債の増により、前年度比 9 億 3,967 万円増の 15 億 7,180 万円となりました。令和 7 年度の元金償還額が 8 億 988 万 9 千円であったことから、令和 7 年度末の残高は 80 億 8,513 万 2 千円となり、前年度末より 7 億 6,191 万 1 千円の増となりました。

③基金の残高

令和 7 年度末の基金の現在高は 24 億 9,101 万 4 千円で、前年度比 5,085 万 7 千円の減となりましたが、基金のうち財政調整基金は、812 万 4 千円増の 12 億 843 万 9 千円となっています。

(3) まとめ

令和 7 年度の宮代町一般会計決算は、前年度で生活支援のための定額減税はおおむね終了したものの、引き続き物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金を活用した住民税非課税世帯や子育て世帯等に対する支援金の交付、民間施設や事業所に対する支援、水道基本料金の 2 か月分の免除など物価高騰対策関連事業が行われました。

一方、少子高齢化が進展する中、医療、介護、福祉などの社会保障関連経費は引き続き増加しており、町の財政運営は依然として厳しい状況にあります。特別会計への一般会計からの繰出金については、国民健康保険特別会計においては、税率等の改正を実施したことに伴い減少しました。一方で、後期高齢者医療特別会計については、単年度収支は僅かな黒字という状況で、年々被保険者の数が増加し続けているため、一般会計からの繰出金も増加しています。したがって今後においても、特別会計への繰出金、子育て支援に係る支出増などに伴う財政圧迫が懸念されます。

町税の令和7年度の収納総額 44 億 90 万 8 千円は、先述のとおり定額減税がおおむね終了したことに加えて給与所得の伸びによる個人町民税の増収をはじめ、法人町民税や固定資産税など他の諸税も軒並み増収となったため、町制施行以来最も多くなりました。行政需要が増大する中で、税收確保の重要性はより一層高まっています。個々の納税者の状況に十分配慮しつつ、引き続き町税収入の確保に努めてください。

町債の令和7年度末の残高は前年度末に比べ増加し、町民一人あたりおよそ 24 万円となっています。持続可能な財政運営に向け、町民にとって真に必要な投資を行う一方、将来世代に過重な負担を課することがないように、適正な町債の発行と残高の管理に努めてください。

財政運営が一層厳しさを増すと想定される中で、基金の現在高は、前年度に引き続き減少しました。財政調整基金については微増となりましたが、災害など不測の事態に備えるため、今後も予算編成上重要な役割を持つ基金残高の確保に努めてください。

令和7年度も、前年度に引き続き物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など物価高騰対策や生活支援に係る多額の国庫支出金がありましたが、その使途については概ね適正に執行されたものと認めます。今後も裁量の範囲が広い財源の活用に当たっては、常に町民の理解が得られるか否かに留意し、執行してください。

令和7年度は、「第5次宮代町総合計画前期実行計画」の最終年度でしたが、物価高騰対策を実施する中で、町民の意見を汲み上げながら創意工夫をし、一部未完了となった二つの事業を除いて完了となったことは評価できます。この成果を令和8年度から取り組む後期実行計画に活かし、成果目標等を精査しながら、更に発展させていくことを期待します。

円安や中東情勢の緊迫化等の諸問題により引き続き諸物価は上昇する一方で、賃金の上昇はまだそれに追いついていない状況です。今後もこれらの影響が続けば、経済の低迷が長期化し、今後の行財政運営はより厳しさを増すことが予想されます。そのため、今後も一層の歳入確保と経常経費の節減に努めるとともに、各種事務事業を効率的に執行し、最小の経費で最大の効果を挙げるように、なお一層努力されることを要

望します。

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 宮 崎 修



宮代町監査委員 田 島 正 徳



令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計決算に係る審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計決算についての意見は、下記のとおりです。

記

1 審査対象

令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日

3 審査方法

審査に付された決算書及び附属書類等が適法に調製されているかについて、関係帳簿との照合を行いながら担当職員に説明を求め、計数の正確性、予算執行の合法性について審査しました。

4 審査結果

審査に付された決算書及び附属書類は、ともに法令に準拠して作成されており、正確であることを認めました。

また、予算執行についても、証拠書類等を審査したところ、適正に執行されているものと認めました。

5 総括意見

(1) 現状

宮代町において国民健康保険に加入している世帯数は、令和 7 年度末で 4,160 世帯であり、町の総世帯数 15,994 世帯の 26.0% にあたります。令和 5 年度末から令和 7 年度末までの推移を見ますと、町の総世帯数は毎年増加している中、国民健康保険に加入している世帯は減少している状況です。令和 7 年度末における被保険者数は 5,756 人で、町の総人口 33,260 人に対し加入率は 17.3% となり、前年度比 262 人の減少です。

町の総人口が 0.2%減少したことに伴い、被保険者数は 4.4%の減少となっています。

(2) 決算状況

①歳入

令和 7 年度の歳入総額は、32 億 508 万 7 千円で、前年度比 1 億 5,092 万 1 千円、率にして 4.5%の減となりました。これは、前年度と比較して県支出金の中の普通交付金等が減額となったことが要因で、前年度比 1 億 4,854 万 6 千円、率にして 6.2%の減、一方で、国民健康保険税は 6 億 5,541 万 5 千円で、前年度比 6,102 万 2 千円、率にして 10.3%の増となりました。これは主に、国民健康保険税の税率を改正したことによるものです。収納率は、86.9%で前年度の 86.6%に比べ、0.3 ポイント上回りました。

一般会計からの繰入金は、2 億 5,779 万 9 千円で、前年度比 1,357 万 6 千円の減額となっています。

②歳出

令和 7 年度の歳出総額は、31 億 7,121 万 4 千円で、前年度比 1 億 5,842 万 7 千円、率にして 4.8%の減となっています。

主な内容としては、歳出総額の 69.3%を占める保険給付費が 21 億 9,678 万 4 千円で、前年度比 1 億 1,821 万 3 千円、率にして 5.1%の減となりました。これは、療養給付費が減額になったことによるものです。国民健康保険事業費納付金は、8 億 3,339 万 8 千円で、前年度比 352 万 4 千円、率にして 0.4%の増となっています。構成比は 26.3%で、前年度の 24.9%に比べ、1.4 ポイント増加しています。また、諸支出金は、3,795 万 8 千円で、一般会計繰出金の減により、前年度比 4,233 万 4 千円、率にして 52.7%の減となりました。

(3) まとめ

歳入については、被保険者数が減少したことにより、県支出金の普通交付金が前年度より減額となりました。国民健康保険税では、現年課税分の収入済額が前年度より 5,908 万 3 千円の増収となりましたが、前年度と比較して収納率は 0.9 ポイントの減となりました。一方で、滞納繰越分においては納税相談などの徴収対策により 2.4 ポイント増加しています。引き続き、細やかな徴収対策により収納率の向上に努める必要があります。

国民健康保険税は、被保険者数が減少し続ける中で、税率の改正により令和 3 年度からの直近 5 年間で初めて増加となりましたが、精算後の会計収支は 1,161 万 2 千円の赤字となる見込みです。被保険者数は、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したほか、社会保険制度の適用拡大等に伴い減少が続いており、加えて医療の高度化等による医療費の増加も見込まれます。こうした国保財政の変化による赤字が続くと、法定外繰入金の増額に繋がり、一般会計の財政運営にも影響を及ぼします。

埼玉県では、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税となる保険税水準の完全統一を目指しており、令和9年度には県が提示する「標準保険税率」に町の税率を合わせる等の準統一が実施される予定ですが、被保険者に過重な負担とならないよう、今後も国保財政の健全化に向け、広い視野からの検討を行うことを期待します。

歳出については、令和4年度以来3年ぶりに保険給付費が減額となりましたが、国民健康保険事業費納付金は増額となりました。特定健康診査等実施事業では、特定健康診査受診率向上に向け、引き続き、インターネット予約により受診しやすい環境づくりを推進しています。合わせて、健診対象者の状況について受診履歴、年代、性別、健診結果値等を基に分析・分類を行い受診勧奨を実施したほか、生活習慣改善に向けた保健指導を実施しました。疾病予防事業では、集団検診時に大腸がん検診を受診できる環境を整備するとともに、レセプトや特定健診のデータから糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者や受診中断者の人工透析への移行を予防するため、生活習慣病重症化予防対策事業を実施しています。その他、健康ステーション事業として、保健センターと共同で「親子運動教室」及び「秋のウォーキング教室」を行いました。

医療費抑制の観点から、生活習慣病の予防や特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導の実施は有効な対策ですので、被保険者の健康寿命の延伸を目指し、引き続き適正な事務事業の執行に努めてください。

国保財政は構造上の問題から脆弱な基盤であり、町の取組だけでは改善できない部分もあります。引き続き、医療費の公費負担割合の増加を求めるなど、国・県への要望を継続して行うことも必要と考えます。

宮代町長 新井 康之 様

宮代町監査委員 宮 崎 修



宮代町監査委員 田 島 正



令和7年度宮代町介護保険特別会計決算に係る審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和7年度宮代町介護保険特別会計決算についての意見は、下記のとおりです。

記

1 審査対象

令和7年度宮代町介護保険特別会計

2 審査期日

令和8年7月29日

3 審査方法

審査に付された決算書及び附属書類等が適法に調製されているかについて、関係帳簿との照合を行いながら担当職員に説明を求め、計数の正確性、予算執行の合法性について審査しました。

4 審査結果

審査に付された決算書及び附属書類は、ともに法令に準拠して作成されており、正確であることを認めました。

また、予算執行についても、証拠書類等を審査したところ、適正に執行されているものと認めました。

5 総括意見

(1) 現状

令和7年度末における65歳以上の第1号被保険者は10,854人で、町の総人口33,260人に対し、加入率は32.6%となっています。

要介護等認定者（要支援1から要介護5）は2,040人（40歳から64歳までの第2号被保険者を含む総認定者数は、2,084人）で、認定率は18.8%となっています。

要介護者に対しては、適切な介護サービスが受けられるよう必要な保険給付を行い、要支援者等に対しては、保険給付のほか、市町村が中心

となり地域の実情に応じて、効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的とする介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供が行われました。また、地域支援事業では、高齢者の総合相談窓口として、高齢者相談センターが町内 1 か所体制から南北の区域に分けた 2 か所体制で運営されました。さらに、高齢者の自立支援及び支え合い活動の充実のため介護予防に関する基本的な知識の普及を目的とした介護予防教室が開催されたほか、地域で活躍するプラザサポーターの育成、定年退職後の地域活動の担い手づくりを目的とした「シニアはじめて講座」が開催されました。その他、生活支援の担い手を発掘・育成するために「移送サービス運転者講習会」が開催されるなど、地域における支え合い体制の充実への取組に努めていると評価できます。

(2) 決算状況

①歳入

令和 7 年度の歳入総額は、36 億 1,393 万 4 千円で、前年度比 1 億 6,834 万 8 千円、率にして 4.9%の増となっています。

主な内容として、所得段階構成の人数変動による保険料の増加に加えて、保険給付費や地域支援事業費の増等により支払基金交付金や国、県等の支出金が増額となったことが挙げられます。繰入金は 6 億 4,601 万 3 千円と、前年度の 6 億 6,104 万 5 千円から 1,503 万 2 千円、率にして 2.3%減となりました。

②歳出

令和 7 年度の歳出総額は 35 億 1,190 万 4 千円で、前年度比 2 億 2,703 万円、率にして 6.9%の増となっています。

主な内容としては、歳出合計の大半を占める保険給付費が居宅介護サービス給付事業費の増加等に伴い 30 億 7,825 万 8 千円で、前年度比 1 億 5,312 万 2 千円、率にして 5.2%の増となりました。

(3) まとめ

介護保険料の現年度分収納率について、特別徴収は引き続き 100%を維持し、普通徴収は 96.1%で前年度比 0.8 ポイントの増加となっています。滞納繰越分の収納率は 12.6%で、前年度比 1.2 ポイント減少しました。滞納繰越分普通徴収保険料の収納率については、安定的な事業運営のためにも更なる向上が求められるため、引き続き地道な取組に努めてください。

また、介護サービスにかかる費用を抑制するには、要介護状態にならないよう、さらに介護予防に力を入れる必要があります。引き続き介護予防及び健康づくりに積極的に取り組んでください。

介護認定に当たっては、ペーパーレス会議システムの活用により、介護認定審査会における審査資料電子化による会議運営の効率化と委員の負担軽減が図られました。審査件数が年々増加し適正かつ公平な審査判定への負担が増すと見込まれる中で、DXを推進することにより、効率

的な運営につなげられることを期待します。

令和7年には「団塊の世代」がすべて75歳以上になりました。高齢者が地域で長く暮らしていくためには、町内で「介護」「医療」「福祉」といったサービスを通して、生活を支援することが重要です。引き続き各分野との連携を図りながら高齢者を地域で支える体制を強化するとともに、介護の現場で働く人々の処遇改善に向けた支援に努めてください。

宮代町長 新井 康之 様

宮代町監査委員 宮 崎 修



宮代町監査委員 田 島 正 徳



令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算に係る審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算についての意見は、下記のとおりです。

記

1 審査対象

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計

2 審査期日

令和8年7月22日

3 審査方法

審査に付された決算書及び附属書類等が適法に調製されているかについて、関係帳簿との照合を行いながら担当職員に説明を求め、計数の正確性、予算執行の合法性について審査しました。

4 審査結果

審査に付された決算書及び附属書類は、ともに法令に準拠して作成されており、正確であることを認めました。

また、予算執行についても、証拠書類等を審査したところ、適正に執行されているものと認めました。

5 総括意見

(1) 被保険者数

令和7年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は、前年度比179人増の6,748人であり、町の総人口33,260人に対する加入率は、20.3%となっています。

(2) 決算状況

①歳入

令和7年度の歳入総額は、7億3,212万9千円で、被保険者数の増加に伴う保険料収納額の伸びや保険基盤安定繰入金の増などにより、

前年度比 3,886 万 9 千円、率にして 5.6%の増となっています。一方で、現年度分の保険料の収納率（普通徴収分）は、前年度比 0.4 ポイント減の 99.1%、滞納繰越分の保険料の収納率は、前年度比 2.1 ポイント減の 50.3%となっています。

②歳出

令和 7 年度の歳出総額は、7 億 2,799 万 1 千円で、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、前年度比 3,850 万 9 千円、率にして 5.6%の増となり、令和 7 年度における歳入歳出差引額は、413 万 8 千円となりました。

（３）まとめ

総人口に対する後期高齢者医療制度への加入率が、令和 5 年度末 19.1%、令和 6 年度末 19.7%、令和 7 年度末 20.3%と年々上昇している中、納付環境の整備ときめ細やかな収納対策を実施したものの、普通徴収保険料の現年度分の収納率は前年度比 0.4 ポイント減の 99.1%にとどまりました。しかしながら、現年度分の保険料全体では前年度とほぼ横ばいの 99.8%を維持しています。

高齢化の進展に伴い、加入率は更に高くなっていくことが予想されますが、引き続き効果的な収納対策に取り組み、収納率の維持向上に努めるとともに、制度の安定的かつ適正な運営を期待します。

